

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人おひさま福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条に基づき役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規定では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 役員等旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員が理事会に出席したとき、役員及び評議員が評議委員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 第1項及び第2項に定める役員等報酬については、その支給額について役員及び評議員に対して年間総額でそれぞれ20万円超えない範囲で支給するものとする。

(役員等報酬の支払)

第5条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の役員の「旅費規程」に準じて支給する。

(適用除外事項)

第7条 施設の職員を兼務する場合は、この規定を適用しない。

付 則

この規程は、法人設立の日（平成29年3月14日）から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。